

結 監 第 1 2 号
令和 8 年 8 月 1 0 日

結 城 市 長 小 林 栄 様

結 城 市 監 査 委 員 國 府 田 均
結 城 市 監 査 委 員 大 橋 康 則

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別添意見書を提出する。

令和 7 年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率及び第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率の審査

第 2 準拠した基準

結城市監査基準

第 3 審査の対象

令和 7 年度決算等に基づき算定された次の比率及び算定の基礎となった書類

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

第 4 審査の期間及び実施場所

- 1 期 間 令和 8 年 7 月 23 日から 8 月 6 日まで
- 2 実施場所 結城市役所 監査委員事務室

第 5 審査の着眼点

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査した。

第 6 審査の主な実施内容

審査の実施に当たっては、結城市監査基準に準拠し、審査に付された健全化判断比率等が、法令等が求める方法で算定された財政指標に基づき作成され、かつ計数に誤りがないかについて、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

第 7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され、かつ計数は正確なものと認められた。

審査の概要は、次のとおりである。

1 算定対象会計の範囲

(結城市)予算・決算会計区分		健全化法会計区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計		一般会計等							
特別会計	国民健康保険	公営事業会計	公営企業会計以外の特別会計						
	後期高齢者医療								
	介護保険								
	南部第二土地区画整理事業		公営企業会計	法非適用事業					
	南部第三土地区画整理事業			法適用事業					
企業会計	水道事業	公営企業会計	法適用事業						
	公共下水道事業								
	農業集落排水事業								

一部事務組合等	筑西広域市町村圏事務組合
	茨城県市町村総合事務組合
	茨城租税債権管理機構
	茨城県後期高齢者医療広域連合

第三セクター等	結城市土地開発公社
	茨城県信用保証協会
	富士見町土地区画整理組合
	逆井土地区画整理組合
	四ツ京土地区画整理組合

※公営企業ごとに算定

※ 実質公債費比率は、公営事業会計のほか、一部事務組合等が負担する公債費を含めた額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。

※ 将来負担比率は、公営事業会計や一部事務組合等のほか、土地開発公社や土地区画整理組合等を含めた将来負担すべき額で、結城市の一般会計等が負担しなければならない額を対象とする。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、結城市では5つの会計が対象となる。

2 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりである。

【健全化判断比率の各比率の状況】

(単位：％)

	比 率 名	7 年 度	6 年 度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
(1)	実 質 赤 字 比 率	— (△9.63)	— (△7.34)	—	13.08	20.00
(2)	連結実質赤字比率	— (△30.52)	— (△26.29)	—	18.08	30.00
(3)	実 質 公 債 費 比 率	7.8	7.9	△0.1P	25.0	35.0
(4)	将 来 負 担 比 率	22.7	31.2	△8.5P	350.0	—

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定されなかったため「—」で表示した。各比率の（ ）内の数値は、計算結果に基づく黒字の比率を参考として△で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

実質公債費比率は7.8％であり、前年度と比較して0.1ポイント減少し、早期健全化基準（25.0％）を下回っている。

将来負担比率は22.7％であり、前年度と比較して8.5ポイント減少し、早期健全化基準（350.0％）を下回っている。

いずれの比率も国が示す基準を下回り、財政の健全段階の範囲内である。

健全化判断比率の4指標の算出に用いられる標準財政規模の状況は、次表のとおりである。

なお、標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源の規模を示す指標で、令和7年度の結城市の標準財政規模は11,813,021千円であり、前年度と比較して326,088千円（2.84％）増加している。

【結城市の標準財政規模の状況】

(単位：千円)

		7 年 度	6 年 度	増 減 額
		11,813,021	11,486,933	326,088
内 訳	標準税収入額等	8,588,761	8,424,225	164,536
	普通交付税額	3,224,260	3,009,220	215,040
	臨時財政対策債発行可能額	—	53,488	△53,488

※ 標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものである。

【一般会計等に係る実質収支額及び実質赤字比率の推移】 (単位:千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	5 年度
一般会計	1,137,990	843,515	867,928
一般会計等実質収支額	1,137,990	843,515	867,928
実質赤字額 A	△1,137,990	△843,515	△867,928
標準財政規模 B	11,813,021	11,486,933	11,238,872
実質赤字比率 A/B×100	(△9.63)	(△7.34)	(△7.72)

※ 実質収支が黒字の場合、「実質赤字比率」は負の値となる。

一般会計等の実質収支額が 1,137,990 千円の黒字となっているため、実質赤字比率は算定されない。

参考として実質収支の黒字額の比率を求めてみると△9.63%となり、前年度と比較して 2.29 ポイント増加し、早期健全化基準 (13.08%) との差は 22.71 ポイントとなっている。

一般会計の実質収支額を前年度と比較すると 294,475 千円 (34.91%) 増加した。

（２）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の全ての会計の赤字や黒字を合算したものを標準財政規模で除し、市全体としての赤字の程度を指標化し、資金不足の深刻度を表すものである。

【連結実質赤字比率の状況】

（単位：千円、％）

区 分	7 年度	6 年度	5 年度
一般会計等（実質収支額） A	1,137,990	843,515	867,928
一般会計	1,137,990	843,515	867,928
公営企業会計以外の特別会計（実質収支額） B	325,479	257,783	124,041
国民健康保険特別会計	127,028	100,138	2,814
介護保険特別会計	195,891	155,675	119,598
後期高齢者医療特別会計	2,560	1,970	1,629
公営企業会計（資金剰余額） C	2,142,944	1,918,619	1,840,044
南部第二土地区画整理事業特別会計	81,084	108,277	72,975
南部第三土地区画整理事業特別会計	9,127	20,195	34,342
水道事業会計	1,900,501	1,697,648	1,662,429
公共下水道事業会計	148,809	90,195	70,292
農業集落排水事業会計	3,423	2,304	6
合計（連結実質収支額）（A+B+C） D	3,606,413	3,019,917	2,832,013
標準財政規模 E	11,813,021	11,486,933	11,238,872
連結実質赤字比率 D/E×100	（△30.52）	（△26.29）	（△25.19）

※ 連結実質収支が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値となる。

連結実質収支額が 3,606,413 千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は算定されない。

参考として連結実質収支の黒字額の比率を求めてみると△30.52％となり、前年度と比較して 4.23 ポイント増加し、早期健全化基準（18.08％）との差は 48.60 ポイントとなっている。

また、連結実質収支額を前年度と比較すると 586,496 千円（19.4％）の増加となり、その主な要因は、一般会計の実質収支額が 294,475 千円増加したほか、南部第二土地区画整理事業特別会計が 27,193 千円減少したものの、水道事業会計が 202,853 千円増加したこと等によるものである。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準ずる経費を標準財政規模で除したものの3か年の平均値で、資金繰りの危険度を示す指標である。

【実質公債費比率の推移】

(単位:千円、%)

区 分	7 年度	6 年度	5 年度
元利償還金 A	1,649,837	1,656,224	1,625,588
準元利償還金 B	652,329	550,602	701,361
特定財源 C	400,735	319,793	311,040
普通交付税算入額 D	1,081,558	1,115,134	1,167,619
標準財政規模 E	11,813,021	11,486,933	11,238,872
単年度実質公債費比率 { (A+B) - (C+D) } / (E-D) ×100	7.63990	7.44229	8.42288
実質公債費比率 (3 か年平均)	5 年度～7 年度	4 年度～6 年度	3 年度～5 年度
	7.8	7.9	7.7

実質公債費比率は 7.8%であり、前年度と比較して 0.1 ポイント減少し、早期健全化基準 (25.0%) を下回った数値となっている。

単年度の比率は前年度と比較して約 0.2 ポイント増加している。増加した主な要因は公営企業の公債費に要する繰入金や標準財政規模等が増加したが増加割合が分母より分子のほうが大きかったことによる。

3 か年の平均値である実質公債費比率の算定で、令和 4 年度の単年度比率 (7.91613%) が算定期間から除かれ、令和 7 年度の単年度比率 (7.63990%) が加わったことによるものである。

【単年度比率の推移と実質公債費比率】

6 年度	単年度比率		7 年度
7.9%	4 年度	7.91613%	7.8%
	5 年度	8.42288%	
	6 年度	7.44229%	
	7 年度	7.63990%	

（４）将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）から、この負債の償還に充てることができる基金等を控除のうえ、標準財政規模で除して（ただし、分子・分母双方から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額（普通交付税算入額）を差引く。）指標化したもので、将来、市の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

【将来負担比率の推移】

（単位：千円、％）

区 分	7 年度	6 年度	5 年度
将来負担額 A	23,190,287	23,238,739	23,446,824
充当可能財源等 B	20,753,350	19,998,806	20,545,139
標準財政規模 C	11,813,021	11,486,933	11,238,872
普通交付税算入額 D	1,081,558	1,115,134	1,167,619
将来負担比率 $\{(A-B) / (C-D)\} \times 100$	22.7	31.2	28.8
早期健全化基準	350.0		

将来負担額は 23,190,287 千円で、前年度と比較して 48,452 千円（0.21％）減少している。充当可能財源等は 20,753,350 千円であり、前年度と比較して 754,544 千円（3.77％）増加している。

将来負担比率は 22.7％であり、前年度と比較して 8.5 ポイント減少している。

減少した主な要因は、公営企業債等繰入見込額は増加したものの、地方債現在高の減少や差引かれる充当可能特定歳入等の増加により分子の額が減少し、一方、標準財政規模が増加し、差引かれる普通交付税算入額が減少したために分母の額が増加したことによるものである。

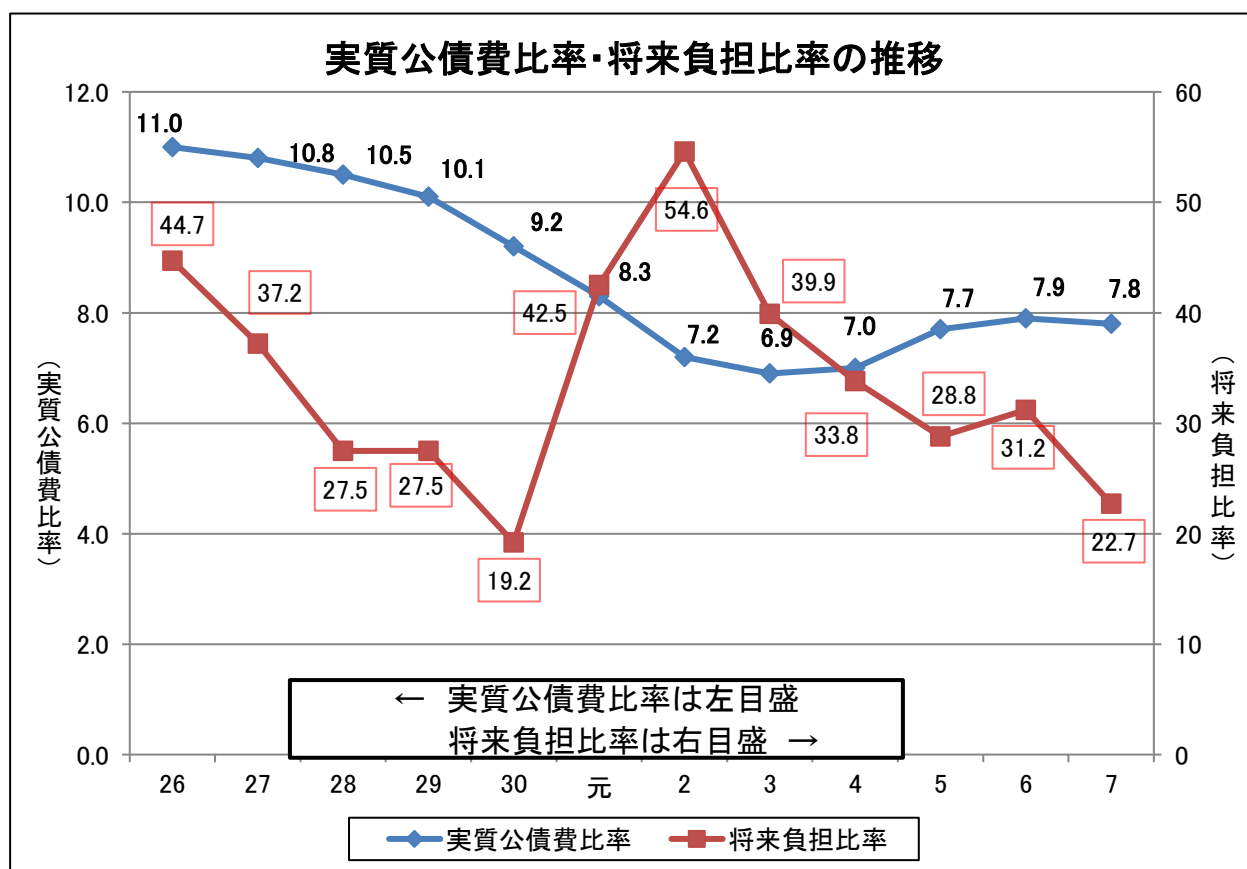
健全化判断比率の各比率の推移は、次の表・図のとおりである。

(単位：％)

比 率 名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
実 質 赤 字 比 率	△8.27	△8.64	△5.92	△9.31	△7.70	△6.88
連結実質赤字比率	△24.72	△27.07	△24.36	△26.58	△24.10	△23.09
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	△9.46	△14.13	△11.73	△7.72	△7.34	△9.63
	△29.56	△31.50	△29.51	△25.19	△26.29	△30.52

比 率 名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
実質公債費比率	11.0	10.8	10.5	10.1	9.2	8.3
将来負担比率	44.7	37.2	27.5	27.5	19.2	42.5
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	7.2	6.9	7.0	7.7	7.9	7.8
	54.6	39.9	33.8	28.8	31.2	22.7

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全会計黒字のため算出されないが、参考として黒字の比率を△で表示した。



3 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業会計ごとに資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものである。

資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定する事業で市の条例で定める事業である。

経営健全化基準は、20.0%である。

指標の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率（公営企業会計ごと）} = \frac{\text{資金不足額 ※1}}{\text{事業の規模 ※2}} \times 100$$

（資金不足額）※1

・法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高－流動資産）

－解消可能資金不足額

・法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延・事業繰越額＋建設改良費等以外の目的で発行した地方債現在高）－解消可能資金不足額

（事業の規模）※2

・法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じなかったため、**資金不足比率は算定されない。**

また、本制度創設以来、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

参考として各公営企業会計の資金剰余額の状況を掲げると、次表のとおりである。

【公営企業会計別資金剰余額の推移】

（単位：千円）

会 計 名	7 年 度	6 年 度	5 年 度
南部第二土地区画整理事業特別会計	81,084	108,277	72,975
南部第三土地区画整理事業特別会計	9,127	20,195	34,342
水道事業会計	1,900,501	1,697,648	1,662,429
公共下水道事業会計	148,809	90,195	70,292
農業集落排水事業会計	3,423	2,304	6

※ 水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は「法適用企業」、それ以外の会計は「法非適用企業」である。

4 健全化判断比率等の算定式

(単位：千円)

<健全化判断比率>

- ① 実質赤字比率：一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す。

$$\begin{array}{l} \text{(ー)} \\ \triangle 9.63\% \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 1,137,990}{\text{標準財政規模 } 11,813,021} \times 100$$

- ② 連結実質赤字比率：全会計を合算した一法人としての赤字額を指標化し全体としての運営の深刻度を示す。

$$\begin{array}{l} \text{(ー)} \\ \triangle 30.52\% \end{array} = \frac{\text{一般・特別・企業会計の実質赤字額 } \triangle 3,606,413}{\text{標準財政規模 } 11,813,021} \times 100$$

- ③ 実質公債費比率：一般会計等の義務的経費である公債費等の3か年平均の指標で、資金繰りの危険度を示す。

$$\begin{array}{l} \text{各年度の} \\ 7.8\% \end{array} = \frac{\text{公債費等の額} - \text{特定財源} - \text{普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}} \times \frac{1}{3} \times 100$$

$$\begin{array}{l} \text{(令和5年度)} \quad \text{(令和6年度)} \quad \text{(令和7年度)} \\ \left[\frac{848,290}{10,071,253} + \frac{771,899}{10,371,799} + \frac{819,873}{10,731,463} \right] \times \frac{1}{3} \times 100 \end{array}$$

- ④ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき負債額の実質負担額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す。

$$22.7\% = \frac{\text{将来負担額 } 23,190,287 - \text{充当可能財源等 } 20,753,350}{\text{標準財政規模 } 11,813,021 - \text{普通交付税算入額 } 1,081,558} \times 100$$

なお、①及び②の比率は実質収支が黒字となったため算定されないが、参考までに黒字額の比率を求めたものである。

<資金不足比率>：各公営企業会計の資金不足額を料金収入等の規模との比較で指標化し、経営状況の深刻度を示す。

公営企業会計ごとに $\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$ で求めるが、いずれの会計においても資金不足額が生じなかったため算定されない。

第8 むすび

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、対象の会計がそれぞれ黒字であるため算定されなかった。また、実質公債費比率は前年度の7.9%から7.8%へ0.1ポイント減少し、将来負担比率は前年度の31.2%から22.7%へ8.5ポイント減少するなど、負担比率は大きく低下した。いずれの項目も早期健全化基準を下回り、問題はない。

資金不足比率については、全ての公営企業会計において資金不足額が生じなかったため、算定されていない。

以上のことから、各比率は早期健全化基準又は経営健全化基準を下回る健全な水準で推移しており、本市の財政状況は良好な状態にあると認められる。

実質公債費比率は、単年度比率が前年度比約0.2ポイント微増した。主な要因は、公営企業の公債費に要する繰入金の増加、標準財政規模の増加等である。将来負担比率が低下した要因としては、地方債の償還額が借入額を上回ったこと、財政調整基金及び減債基金残高の増加、都市計画税収充当見込額の増加等が挙げられる。一方で、標準財政規模の増加や臨時財政対策債算入額等の減少も挙げられる。

少子高齢化が進展する社会経済情勢の下、歳入の根幹である市税の大幅な増収を見込むことは困難な状況にある。一方、歳出では、社会保障関連施策の充実や老朽化しつつある公共施設への長寿命化対策、農業など地場産業の振興、企業誘致の推進等による地域経済の活性化など、適切な対応が求められ、財政需要の増大は避けられないものと思料される。

このため、引き続き財源の確保や事務の効率化を図るとともに、後の世代に過大な負担を残すことのないよう、将来にわたり健全な行財政運営及び企業経営に努められたい。また、今後進展する人口減少や少子高齢化により、自治体間の格差が広がり競争が一層激化することが予想される。これらのことから、全職員が行政サービスの質的向上や事務効率の改善等を図ることで利便性の追求に努めるとともに、経常経費や補助金の見直しなど、必要性・経済合理性を精査・検証するなどコスト意識を徹底し、業務上のPDCAサイクルに基づく効率的な業務運営を行うなど、経営マインドを持った行政運営を推進されたい。